

別紙

公開概要書

受付日	令和4年6月30日	回答日	令和4年7月1日	担当課	税務課
意見等の内容	<p>所得証明書の発行について、マイナンバーカードを家族全員分作っているが、ひとり親のためコンビニでの発行ができないと言われた。年間通しても所得証明が一番多く必要で、その都度窓口へ足を運んでいるが、平日の時間を割くことも難しい。ひとり親だからこそ時間に余裕がないと思われるが、コンビニで取得できるようになるのか見通しを教えてください。</p>				
回答の内容	<p>昨年度は、「ひとり親」の方については、一定期間発行ができない状況でしたが、昨年の9月15日からは発行が可能となっており、令和4年度の証明も発行できる状況にあります。</p> <p>この度、職員が誤った回答をしてしまい、ご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げます。</p> <p>証明書の発行については、もともと抑止の対象者があり、被扶養者の方や他市課税の方はマイナンバーカードでは取得ができない対象者となります。今回、お子様の証明書が必要であったということですが、この件に関しましては、「ひとり親」は関係なく、例えば大学生で、アルバイト等の給与支払報告書が益田市へ課税資料として提出がある場合は、コンビニ交付の対象となりますが、就労をしていない場合や、他市で課税されている方については、課税資料がないためコンビニでは交付ができないこととなります。</p>				